

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>株主コミュニティ銘柄は、株主コミュニティに参加している者に対しては、自由に取引の勧誘が可能であるため、株主コミュニティ銘柄は、金商法第67条の18第4号に規定する「売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない」有価証券に当たる。一方、また、確かに株主コミュニティ銘柄は、参加者間又は参加者と運営会員との間でのみ取引が可能とされているものの、その株主コミュニティへの参加については、そのための要件が全くなく、参加を希望する者であれば、誰でも参加でき、実質的に流通制限がないのと同じであるため、同号に規定する「流通性が制限されていると認められる有価証券」に当たらないと思われる。</p> <p>したがって、同案は、制定しないこととするべき。</p> <p>仮にこのような株主コミュニティ制度を設けるのであれば、その透明性の確保に十分配慮するべき。</p>	<p>株主コミュニティ銘柄については、日本証券業協会の規則において流通性が制限されているものと認められることから、本案を制定することとします。</p> <p>なお、株主コミュニティを運営しようとする証券会社は、日本証券業協会に対して届出を行って指定を受け、公表されることが求められます。また、透明性の確保の観点から、証券会社が作成した取扱要領の公表や、取引の状況を公表することが義務付けられています。</p>